

## 令和8年度所得別年間国民健康保険料額の目安表

料率等	医療分	後期分	介護分	子ども分	備 考
所得割	6.45%	2.17%	2.23%	0.23%	被保険者の前年の総所得金額等に賦課される。
均等割	26,549円	9,094円	10,204円	1,067円	被保険者一人当たり賦課される。 ※子ども分は均等割1,009円と18歳以上均等割58円の合算
平等割	23,967円	8,209円	6,929円	911円	一世帯当たり賦課される。
限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円	年間の保険料計算で保険料の最高限度額

(注1) 前年 所得金額	年間保険料額(単位:円)			給与収入 の目安 (単位:円)	年金収入 の目安 (単位:円)
	被保険者数	1人	2人		
0~43万円		25,800	40,100	51,000	108万円以下
500,000円		51,000	74,500	92,900	1,150,000
1,000,000円		132,500	129,800	148,200	1,650,000
1,500,000円		205,300	225,400	254,900	2,300,000
2,000,000円		260,600	307,600	310,100	3,000,000
2,500,000円		316,100	363,000	399,700	3,700,000
3,000,000円		371,400	418,400	455,100	4,300,000
3,500,000円		426,900	473,800	510,500	5,000,000
4,000,000円		482,200	529,200	565,900	5,600,000
4,500,000円		537,700	584,600	621,300	6,200,000
(注2) 5,000,000円		593,000	640,000	676,700	6,800,000

(注1) 会社都合等(非自発的失業)による退職の場合、給与所得金額を30%にして保険料を計算する特例があります。

(注2) 500万円を超える所得については、スペースの制約のため省略しています。

### 【表の見方】

- 1 保険料額は、被保険者数2人目までは介護第2号被保険者該当(40歳~64歳)として計算しています(3人目は介護第2号被保険者非該当として計算)。
- 2 「前年所得金額」は、世帯内で所得がある被保険者が1人であることを前提としています。
- 3 軽減賦課(均等割、平等割の軽減)についても考慮しています。
- 4 収入の目安について、年金収入の場合は、65歳未満の公的年金控除を適用しています。

年間保険料は、世帯主とその世帯に属する被保険者等の前年中の総所得金額等で決定します。また、擬制世帯主(国民健康保険の被保険者でない世帯主)の場合、擬制世帯主の所得は保険料の算定には含まれません。ただし、軽減判定の算定には含まれます。

お問合せ先  
国保年金課国保保険料係  
電話 (046)225-2123(直通)